

令和5年度野上杯争奪サッカー大会

兼 令和6年度山口県サッカー選手権大会社会人予選会 要項

- 1 名称 令和5年度野上杯争奪サッカー大会 兼 令和6年度山口県サッカー選手権大会社会人予選会
- 2 主催 一般社団法人山口県サッカー協会（以下「県協会」という。）
- 3 主管 一般社団法人山口県サッカー協会第1種（社会人）委員会（以下「県1種社会人委員会」という。）
- 4 期 日 令和6年1月27日（土）～2月11日（日）
※ 参加チーム数・グラウンド調整等により下記日程を予定（参考…令和4年度参加数：11チーム）
※ 《 》は、予約済みピッチ数

参加チーム数	1回戦(準々決勝)	2回戦(準々決勝)	準決勝	決勝
8以下	—			
9～16	1月27日（土） 《人工芝2面》 2月3日（土） 《人工芝1面》	2月4日（日） 《人工芝2面》	2月10日（土） 《天然芝1面》	2月11日（日） 《人工芝1面》

※ 雪等の荒天時予備日：未定

- 5 会 場 おのサンサッカーパーク（山陽小野田市大字小野田 7525-17）
- 6 参加資格
 - (1) 2023年度公益財団法人日本サッカー協会（以下「日本サッカー協会」という。）及び、一般財団法人全国社会人サッカー連盟登録済みのチーム並びに選手であること。
 - (2) 前年度の本大会への参加申込み後において棄権がないチームであること。
 - (3) 当該年度リーグ（JFL・中国リーグ・県リーグから）における順位の上位2チーム（令和5年度対象：FCバレイン下関、インディゴFC山口）を除くチームであること。
 - (4) 選手は、日本サッカー協会が令和6年1月5日（金）までに当該チームへの登録を承認した選手とする。
 - (5) 本要項を遵守するチームと選手、チーム役員（以下「役員」という。）であること。
- 7 競技方法
 - (1) トーナメント方式により優勝チームを決定する。
 - (2) 試合時間は80分とする。なお、勝敗が決しないときはPK戦により決定する。ただし、準決勝・決勝については、20分の延長戦、延長戦においても勝敗が決しない場合はPK戦により決定する。
- 8 競技規程
 - (1) 国際サッカー評議会によって制定された「サッカー競技規則2023/24」を適用する。
 - (2) 1チームのエントリー人数は30名までとする。なお、外国籍選手は1チーム5名までエントリーすることができ、1試合3名まで出場できる。ただし、1試合3名には交代要員も含まれるものである。
 - (3) 参加申込書提出後のエントリーの変更は認めない。
 - (4) 選手の交代は、競技開始前に登録した最大7名の交代要員の中から5名以内、最大3回の交代を行うことができる（ただし、ハーフタイムを除く）。なお、延長戦を実施する場合、その直前の80分間の交代人数及び交代回数と合わせて、最大6名かつ合計4回（ただしハーフタイム、延長戦開始前及び延長戦のハーフタイムを除く）までの選手交代を行うことができる。
 - (5) ベンチに入ることのできる人数は、交代要員7名、チーム役員6名（含む通訳）とし、メンバー提出用紙に記載された役員の中からその都度、唯1名の者のみが戦術的指示を伝えることができる。この1名は特定の1名に限定される必要はない。
 - (6) 本大会は、日本サッカー協会が定める懲罰規程（以下「懲罰規程」という。）に従って本競技会に係る懲罰問題を処理するため、県協会理事会の決定に基づき大会規律委員会を設置する。
 - (7) 主審により退場を命じられた選手及び役員（以下、選手等）は本大会の次の1試合出場を自動的に停止し、その後、日本サッカー協会「規約・規程」に従い、本大会規律委員会が懲罰を適用・決定する。ただし、本大会で出場停止が消化できない場合には、懲罰規程上の同一大会とみなす令和6年度山口県サッカー選手権大会、もしくは直近の公式試合において適用されるものとする。なお、この場合の出場停止処分の情報についての異なる競技会間の伝達については、当該処分の通知を受けた選手等及びその属するチームが連帯して責任を負うものとする。
 - (8) 警告による出場停止処分
 - ① 本大会で警告の累積が2回となった選手等は、本大会の次の1試合の出場を停止する。

- ② 同一試合で2回の警告を受けて、退場処分となった選手等は、本大会の次の1試合の出場を停止する。この場合において、前項のただし書以降を準用する。
 - ③ 上記、①、②における警告は試合出場停止により処分されたものとし、累積されない。
 - ④ 警告の累積による出場停止処分及び警告の累積は本大会終了時をもって効力を失う。ただし、懲罰規程上の同一大会とみなす令和6年度山口県サッカー選手権大会への出場義務を有することとなったチームにおいては、警告の累積による出場停止処分が未消化となっている場合、当該処分を適用する。
- (9) 本大会への出場資格の無い選手が出場した場合、それが判明した時点で当該試合は没収され、当該選手が属するチームは敗戦したものとして扱う。しかし、既に行われた試合まで遡って適用しない。この当該チーム及び当該選手の懲罰については日本サッカー協会「規約・規程」に従い、本大会規律委員会が懲罰を決定・適用する。
- (10) その他、本大会における規律・懲罰に係るものは、日本サッカー協会「規約・規程」に従うものとする。

9 ユニフォーム

- (1) 日本サッカー協会のユニフォーム規程（2022年2月10日改正）に準拠したユニフォームを着用すること。
- (2) 留意事項
 - ① 参加申込書により登録する。申込書に登録した背番号のユニフォームを着用する。申込提出後は一切変更を認めない。（登録番号以外のユニフォームでの出場は認めない。）
 - ② ユニフォームの色はF P・G Kとも審判員が通常着用する黒と明確に判別できるものであること。また、正の他にこれと異なる色のユニフォームを準備すること。
 - ③ 背番号は選手固有のものとする。
 - ④ ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。
 - ⑤ アンダーシャツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用すること。
 - ⑥ アンダーショーツ及びタイツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用すること。

10 参加料 16,500円（税込）

11 申込手続

- (1) 参加申込書
令和6年1月5日（金）午前中必着にて、以下アドレス宛てにエクセルデータにより提出すること。
アドレス : yfa4649-syakaijinleague@yahoo.co.jp
- (2) プライバシーポリシー同意書
令和6年1月5日（金）午前中必着にて、以下宛てに郵送または持参により提出すること。
〒753-0048 山口市駅通り2丁目7-18 トウヨウビル203
(一社) 山口県サッカー協会事務局 Tel. 083-920-5700
- (3) 参加料
試合当日に持参すること。

12 組合せ

- (1) 県1種社会人委員会で抽選を行い、県協会事務局より関係チームへ連絡する。
- (2) シードチームは、当該年度山口県社会人サッカーリーグ1部優勝チームを除く下記の上位4チームとする。なお、下記4チームのいずれかが不参加の場合は、同リーグ同部内でのみ繰り上げを行う。
 - ・日立笠戸（第2位）
 - ・ACバリエンテ（第3位）
 - ・小野田サッカークラブ（第4位）
 - ・山口合同ガスサッカー部（第5位）※ 本シードの取り扱いについては、令和5年3月5日（日）に開催した県1種社会人委員会運営総会において決定済み。

13 表彰 優勝、準優勝チームに賞状及び盾を授与する。

14 経費 大会参加費用は全額チームの負担とする。

15 その他

- (1) 優勝チームは令和6年度山口県サッカー選手権大会に出場する義務を有する。
- (2) 電子登録証または、登録選手一覧を出力した用紙を持参すること。
電子選手証または、登録選手一覧は写真を貼付して有効となる。また、選手の顔等が判別できるよう、印刷はカラーかつ鮮明なものであること。なお、写真の免許証等での代用及びスマートフォンやタブレット等での登録証の表示は認めない。
- (3) 競技中の負傷などの事故については参加チームで処置すること。

- (4) 準々決勝までの副審は帯同審判で行う。参加申込書に審判員名1名以上を記載すること。なお、帯同できないチームは参加できないこととする。
- (5) 帯同審判員は、当日、日本サッカー協会に登録されたサッカー競技の審判員に対して発行された審判証を持参すること。
- (6) メンバー表は試合開始60分前までに本部へ提出のこと。
- (7) 決勝は、マッチコミッショナーを配置し、試合開始70分前にマッチコーディネーションミーティングを実施する。メンバー提出用紙・ユニフォーム・電子選手証または、登録選手一覧を出力した用紙を持参のうえ出席すること。
- (8) 大会開催期間中は、参加チームより運営役員として1名が出席すること。
- (9) 本件に関する問い合わせ・緊急連絡先
県1種社会人委員会 委員長 末永 和文
携帯電話番号：090-1017-7165